

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

パシフィックゴルフグループ
インターナショナルホールディングス株式会社

(E05522)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	17
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	17
(5) 【大株主の状況】	17
(6) 【議決権の状況】	17
【発行済株式】	17
【自己株式等】	17
2 【株価の推移】	18
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
(1) 【四半期連結貸借対照表】	20
(2) 【四半期連結損益計算書】	22
【第1四半期連結累計期間】	22
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	23
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	25

【表示方法の変更】	25
【簡便な会計処理】	25
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	25
【追加情報】	25
【注記事項】	26
【事業の種類別セグメント情報】	28
【所在地別セグメント情報】	28
【海外売上高】	28
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年5月14日
【四半期会計期間】 第7期第1四半期（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】 パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社
【英訳名】 Pacific Golf Group International Holdings KK

（注）平成22年3月25日開催の第6回定時株主総会にて商号変更を内容とする定款変更の承認を得ましたので、平成22年7月1日をもって、商号を上記会社名からP G Mホールディングス株式会社（英訳名 PGM Holdings K.K.）に変更いたします。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 草深 多計志
【本店の所在の場所】 東京都港区高輪一丁目3番13号
【電話番号】 03-6408-8800（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役副社長 アンドレ コベンスキー
【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪一丁目3番13号
【電話番号】 03-6408-8800（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役副社長 アンドレ コベンスキー
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第7期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第6期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
営業収益(百万円)	15,355	15,432	82,335
経常利益又は経常損失() (百万円)	764	2,370	10,486
四半期純損失()又は当期純利益(百万円)	210	2,531	8,633
純資産額(百万円)	60,255	63,912	67,900
総資産額(百万円)	278,318	274,302	275,441
1株当たり純資産額(円)	50,631.98	53,660.93	57,061.52
1株当たり四半期純損失金額()又は1株当たり当期純利益金額(円)	177.86	2,140.68	7,303.34
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	6,662.24
自己資本比率(%)	21.5	23.1	24.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,155	702	15,828
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,306	265	3,754
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	404	6,287	10,172
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	14,047	17,806	11,081
従業員数(人)	4,546	4,773	4,715

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 東広島ゴルフ振興株式 会社	東京都港区	10	ゴルフ場経営	100 (100)	-

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接保有による議決権比率となっております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	4,773 (5,104)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員(当企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当企業グループへの出向者を含む。)であり、臨時使用人数(パートタイマー他)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	15
---------	----

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の営業収益を内容別に示すと、次のとおりであります。

営業収益内容(百万円)	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	増減(百万円)
ゴルフプレー等収益	8,700	8,719	18
レストラン・商品販売収益	3,946	4,018	71
年会費等収益	1,962	1,903	59
その他	745	791	46
合計	15,355	15,432	77

(注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当企業グループの販売実績は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第1四半期及び第3四半期は低調となり、第2四半期及び第4四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

金銭消費貸借契約

契約当事者	相手方の名称	契約の概要	契約期間
パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社	株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、他7金融機関	総額775億円のシンジケートローン契約	契約締結日 平成22年3月23日 返済期限 平成27年2月27日

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種対策の効果などから、景気持ち直しの持続性が明確になり、完全失業率・有効求人倍率にも若干の改善傾向がみられたものの、個人消費は依然厳しい状況にありました。

このような状況の下、当企業グループは、「カスタマーロイヤリティ（お客様からのご愛顧強化）の向上」を全社戦略とし、既存保有ゴルフ場における収益の増加に積極的に取り組みました。特に、販売単価を維持しつつお客様に再来場頂くためのサービスの差別化、コース状態の維持改善、会員サービスの強化、自社ウェブサイトからの予約増大、顧客データの有効活用等にポイントを置いて、運営を進めてまいりました。

また、国内有力金融機関10社とシンジケートローンによる借入を実行し、資金調達の多様化及び金融機関との関係強化を図りました。この借入により、2011年7月満期の既存証券化ローンを繰上げ完済いたしました。

なお、新規ゴルフ場の取得及び運営受託については、引続き優良案件を的確な市場分析のもとで慎重に選別する姿勢を維持しております。当第1四半期連結会計期間での新規取得は1ゴルフ場、新規運営受託はありませんでした。

この結果、当第1四半期連結会計期間につきましては、降雪や低温などの悪天候による影響により、既存ゴルフ場においては前年同期比での営業収益が減少いたしました。新規取得によるゴルフ場数が増加したこともあり、営業収益15,432百万円（前年同期比77百万円増）、営業損失395百万円（前年同期は336百万円増）となりました。また、借入に伴う手数料等が発生したことなどにより、経常損失2,370百万円（前年同期比1,606百万円増）、四半期純損失2,531百万円（前年同期比2,321百万円増）となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末から1,139百万円減少して274,302百万円となりました。これは主に、現金及び預金6,725百万円増加、有形固定資産3,474百万円増加、預け金10,498百万円減少によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の総負債は、前連結会計年度末から2,848百万円増加して210,389百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金を含む長期借入金1,425百万円増加、流動負債その他に計上している前受金2,983百万円増加、未払法人税等1,242百万円の減少によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末から3,987百万円減少して63,912百万円となりました。これは主に、利益剰余金の配当1,477百万円及び四半期純損失2,531百万円の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より6,725百万円増加し、17,806百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、営業活動の結果得られた資金は702百万円となり、前第1四半期連結会計期間に比べ2,453百万円減少しました。前第1四半期連結会計期間に対する主な資金の減少要因は、法人税等の支払額1,812百万円の増加、年会費等の前受金の増減額354百万円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、投資活動により使用した資金は265百万円となり、前第1四半期連結会計期間に比べ1,571百万円減少しました。前第1四半期連結会計期間に対する主な資金の減少要因は、有形固定資産の取得による支出357百万円増加、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入1,143百万円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、財務活動により得られた資金は6,287百万円となり、前第1四半期連結会計期間に比べ5,883百万円増加しました。前第1四半期連結会計期間に対する主な資金の増減要因は、増加要因として、長期借入れによる収入74,800百万円及び預け金の増減額11,229百万円の増加、また、新株予約権付社債の買入消却による支出2,045百万円が発生しなかったことによるもので、減少要因として、長期借入金の返済による支出77,097百万円、借入れに伴う手数料支払による支出1,475百万円及び更生債権等の弁済による支出2,764百万円増加したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当企業グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,160,000
計	4,160,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,182,751	1,182,751	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用して いないため、単元株数 はありません。
計	1,182,751	1,182,751	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回A種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年3月3日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	33,930
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	33,930
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	112,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月13日 至 平成23年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものといたします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

(1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合。

(2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社連結子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または、辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。

(3) その他所定の要件に該当する場合。

第2回B種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年3月3日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	841
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	841
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月13日 至 平成23年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 行使価額全額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものといたします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものといたします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

- (1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合。
- (2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社連結子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または、辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。
- (3) その他所定の要件に該当する場合。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回A種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	4,696
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,696
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	112,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月20日 至 平成23年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

- (1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合。
- (2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社連結子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または、辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。
- (3) その他所定の要件に該当する場合。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,050
新株予約権の数(個)	2,010個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	58,881
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	170,684.2
新株予約権の行使期間	自平成19年5月15日 至平成24年4月17日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を(注)2.記載の転換価額で除した数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額とし、同発行価格中資本に組み入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

5. (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又

は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従います。なお、転換価額は(注) 2.と同様の調整に服します。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算します(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買収請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

第4回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議（平成20年4月16日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	121,000
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月8日 至 平成30年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・株式の併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない自由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

解任により当社の役員の地位を喪失した場合。

辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

第5回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議（平成21年1月14日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	31,650
新株予約権の行使期間	自 平成23年1月15日 至 平成31年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31,650 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}}{1}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

解任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合。

辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合であって、当該役員または使用人の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

第7回新株予約権

平成21年3月25日定時株主総会決議（平成21年6月1日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	61,000
新株予約権の行使期間	自 平成24年6月1日 至 平成31年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

解任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合。

辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合であって、当該役員または使用人の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

第8回新株予約権

平成21年3月25日定時株主総会決議（平成21年6月17日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,475
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,475
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	57,200
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月18日 至 平成31年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 57,200 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・株式の併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

解雇により当社の完全子会社の使用人の地位を喪失した場合。

辞職もしくは任期満了に伴う退職により当社の完全子会社の使用人の地位を喪失した場合であって、当該使用人の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年1月1日 ~ 平成22年3月31日	571	1,182,751	0	12,704	-	13,769

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の行使による新株式発行によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,182,180	1,182,180	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,182,180	-	-
総株主の議決権	-	1,182,180	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	68,500	68,400	66,200
最低(円)	62,100	62,000	58,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,806	³ 11,081
受取手形及び売掛金	3,755	3,755
たな卸資産	¹ 1,980	¹ 1,819
繰延税金資産	3,653	3,639
預け金	0	³ 10,498
その他	2,882	3,370
貸倒引当金	564	544
流動資産合計	29,514	33,620
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	³ 42,217	³ 42,317
機械装置及び運搬具(純額)	2,001	³ 1,947
工具、器具及び備品(純額)	2,499	³ 2,577
土地	³ 172,937	³ 169,671
その他(純額)	1,520	³ 1,187
有形固定資産合計	² 221,175	² 217,701
無形固定資産		
のれん	⁴ 13,555	⁴ 14,009
その他	5,418	³ 5,507
無形固定資産合計	18,974	19,516
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,399	1,135
その他	3,945	³ 4,180
貸倒引当金	707	713
投資その他の資産合計	4,638	4,602
固定資産合計	244,787	241,821
資産合計	274,302	275,441

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年12月31日)当第1四半期連結会計期間末
(平成22年3月31日)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	747	811
短期借入金	⁵ 2,480	⁵ 2,480
1年内返済予定の長期借入金	12,953	12,155
1年内償還予定の社債	9,455	-
未払法人税等	133	1,376
賞与引当金	289	100
ポイント引当金	157	169
株主優待引当金	258	71
事務所移転損失引当金	120	147
その他	9,634	8,287
流動負債合計	36,231	25,600
固定負債		
新株予約権付社債	10,050	19,505
長期借入金	93,594	92,965
繰延税金負債	22,968	22,614
退職給付引当金	3,453	3,472
役員退職慰労引当金	116	109
会員預り金	41,826	41,639
その他	2,148	1,633
固定負債合計	174,158	181,940
負債合計	210,389	207,541
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,704	12,704
資本剰余金	13,886	13,886
利益剰余金	37,128	41,137
株主資本合計	63,718	67,727
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	250	270
評価・換算差額等合計	250	270
新株予約権	444	443
少数株主持分	0	0
純資産合計	63,912	67,900
負債純資産合計	274,302	275,441

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業収益	2 15,355	2 15,432
営業原価	13,004	13,501
営業総利益	2,350	1,930
販売費及び一般管理費	1 2,409	1 2,325
営業損失()	58	395
営業外収益		
受取利息	8	2
受取賃貸料	9	14
受取保険料	-	9
その他	23	11
営業外収益合計	41	37
営業外費用		
支払利息	684	563
支払手数料	-	1,442
その他	62	6
営業外費用合計	747	2,012
経常損失()	764	2,370
特別利益		
固定資産売却益	1	5
債務免除益	22	14
社債償還益	549	-
収用補償金	-	46
投資有価証券清算益	337	52
その他	13	44
特別利益合計	923	163
特別損失		
固定資産売却損	1	-
固定資産除却損	-	43
合併関連費用	8	0
ヘッジ会計終了損	-	362
その他	1	93
特別損失合計	10	500
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	148	2,707
法人税、住民税及び事業税	365	124
法人税等調整額	6	300
法人税等合計	358	176
少数株主利益	0	-
四半期純損失()	210	2,531

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	148	2,707
減価償却費	1,035	1,018
のれん償却額	258	217
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	13
賞与引当金の増減額(は減少)	6	183
ポイント引当金の増減額(は減少)	16	12
株主優待引当金の増減額(は減少)	150	187
退職給付引当金の増減額(は減少)	151	53
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	7
事務所移転損失引当金の増減額(は減少)	-	26
受取利息及び受取配当金	9	3
支払利息	684	563
支払手数料	-	1,442
債務免除益	22	14
収用補償金	-	46
社債償還益	549	-
投資有価証券清算益	337	52
ヘッジ会計終了損	-	362
売上債権の増減額(は増加)	139	36
たな卸資産の増減額(は増加)	97	149
仕入債務の増減額(は減少)	153	63
前受金の増減額(は減少)	3,333	2,978
その他	347	304
小計	4,824	4,114
利息及び配当金の受取額	8	3
利息の支払額	599	504
収用補償金の受取額	-	46
法人税等の支払額	1,144	2,957
法人税等の還付額	66	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,155	702
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	484	841
無形固定資産の取得による支出	45	4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,640	496
貸付けによる支出	149	-
貸付金の回収による収入	1	2
その他	343	81
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,306	265

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	700	-
長期借入れによる収入	5,700	80,500
長期借入金の返済による支出	1,977	79,074
借入れに伴う手数料支払による支出	-	1,475
預け金の増減額(は増加)	747	10,481
更生債権等の弁済による支出	-	2,764
新株予約権付社債の買入消却による支出	2,045	-
配当金の支払額	1,168	1,220
その他	58	159
財務活動によるキャッシュ・フロー	404	6,287
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,866	6,725
現金及び現金同等物の期首残高	9,180	11,081
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,047	17,806

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、東広島ゴルフ振興㈱について、株式を取得したため連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社数 22社

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示してありました「受取保険料」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取保険料」は4百万円であります。	
2. 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示してありました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は58百万円であります。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	
1. 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示してありました「支払手数料」は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「支払手数料」は58百万円であります。	
2. 前第1四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示してありました「借入に伴う手数料支払による支出」は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「借入に伴う手数料支払による支出」は 58百万円であります。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)																																																														
<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,392</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">585</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,980</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、211,876百万円 であります。</p> <p>3 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営 において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の 末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のと おりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">22,778</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">113,892</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">136,671</td> </tr> </table> <p>4 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示しておりま す。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">18,260</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">4,705</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,555</td> </tr> </table> <p>5 当座貸越契約 連結子会社であるパシフィックゴルフマネーメン ト(株)は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀 行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの 契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入実行 残高は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">5,480</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,480</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,000</td> </tr> </table>	商品及び製品	1,392	仕掛品	1	原材料及び貯蔵品	585	計	1,980	建物及び構築物	22,778	土地	113,892	合計	136,671	のれん	18,260	負ののれん	4,705	純額	13,555	当座貸越限度額	5,480	借入実行残高	2,480	差引額	3,000	<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,275</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">544</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,819</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、211,103百万円 であります。</p> <p>3 担保資産 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,079</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">10,481</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">23,758</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">999</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">1,366</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">115,939</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">154,626</td> </tr> </table> <p>4 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示しておりま す。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">18,550</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">4,540</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,009</td> </tr> </table> <p>5 当座貸越契約 当社及び連結子会社(パシフィックゴルフマネージ メント(株)及びパシフィックゴルフプロパティーズ(株)) は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2 行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約 に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は次のと おりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">14,600</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,480</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,120</td> </tr> </table>	商品及び製品	1,275	仕掛品	0	原材料及び貯蔵品	544	計	1,819	現金及び預金	1,079	預け金	10,481	建物及び構築物	23,758	機械装置及び運搬具	999	工具、器具及び備品	1,366	土地	115,939	その他	1,000	合計	154,626	のれん	18,550	負ののれん	4,540	純額	14,009	当座貸越限度額	14,600	借入実行残高	2,480	差引額	12,120
商品及び製品	1,392																																																														
仕掛品	1																																																														
原材料及び貯蔵品	585																																																														
計	1,980																																																														
建物及び構築物	22,778																																																														
土地	113,892																																																														
合計	136,671																																																														
のれん	18,260																																																														
負ののれん	4,705																																																														
純額	13,555																																																														
当座貸越限度額	5,480																																																														
借入実行残高	2,480																																																														
差引額	3,000																																																														
商品及び製品	1,275																																																														
仕掛品	0																																																														
原材料及び貯蔵品	544																																																														
計	1,819																																																														
現金及び預金	1,079																																																														
預け金	10,481																																																														
建物及び構築物	23,758																																																														
機械装置及び運搬具	999																																																														
工具、器具及び備品	1,366																																																														
土地	115,939																																																														
その他	1,000																																																														
合計	154,626																																																														
のれん	18,550																																																														
負ののれん	4,540																																																														
純額	14,009																																																														
当座貸越限度額	14,600																																																														
借入実行残高	2,480																																																														
差引額	12,120																																																														

(四半期連結損益計算書関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 577 百万円	給与手当 643 百万円
賞与引当金繰入額 60	賞与引当金繰入額 126
貸倒引当金繰入額 48	貸倒引当金繰入額 79
退職給付費用 47	退職給付費用 53
役員退職慰労引当金繰入額 4	役員退職慰労引当金繰入額 7
ポイント引当金繰入額 62	ポイント引当金繰入額 80
株主優待引当金繰入額 186	株主優待引当金繰入額 258
のれん償却額 258	のれん償却額 217
2 当企業グループの営業収益は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第 1 四半期及び第 3 四半期は低調となり、第 2 四半期及び第 4 四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。	2 当企業グループの営業収益は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第 1 四半期及び第 3 四半期は低調となり、第 2 四半期及び第 4 四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年 3月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年 3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 14,047	現金及び預金勘定 17,806
現金及び現金同等物 14,047	現金及び現金同等物 17,806

(株主資本等関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 3月31日) 及び当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,182,751 株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 444 百万円

(注) 第 4 回、第 5 回、第 7 回及び第 8 回の新株予約権は、権利行使することができる期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月25日 定時株主総会	普通株式	1,477	1,250	平成21年12月31日	平成22年3月26日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

ゴルフ事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に存在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 11百万円

特別利益その他(新株予約権戻入益) 9百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 53,660.93円	1株当たり純資産額 57,061.52円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	63,912	67,900
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	444	443
(うち新株予約権)	(444)	(443)
(うち少数株主持分)	(0)	(0)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	63,467	67,456
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(株)	1,182,751	1,182,180

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 177.86円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 2,140.68円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(百万円)	210	2,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	210	2,531
期中平均株式数(株)	1,182,083	1,182,598
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年1月1日
至 平成22年3月31日)

多額な新株予約権付社債の繰上償還について

当社は、平成19年5月1日発行の2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本社債」という。)について、本社債の社債要項に基づき、下記のとおり繰上償還いたしました。

- | | |
|-------------|---|
| (1)繰上償還銘柄 | パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 |
| (2)繰上償還日 | 平成22年4月30日 |
| (3)繰上償還事由 | 本社債の社債要項における7.9条に基づく社債権者からの繰上償還請求の事前通知を受領したものです。 |
| (4)繰上償還額 | 94億55百万円 |
| (5)繰上償還金額 | 額面100円につき100円 |
| (6)業績に与える影響 | 本社債の繰上償還原資には手元資金を充当したため、当繰上償還による業績に与える影響はありません。 |

2【その他】

(四半期レビュー報告書日後に発生した重要な後発事象)

重要な連結子会社同士の合併について

当社の100%連結子会社であるPGMプロパティーズ株式会社(旧商号:株式会社地産)と同じく100%連結子会社であるPGMプロパティーズ1株式会社は、平成22年5月13日開催の両取締役会において合併契約書締結を決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 PGMプロパティーズ株式会社

事業の内容 ゴルフ場経営

被結合企業

名称 PGMプロパティーズ1株式会社

事業の内容 ゴルフ場経営

(2)企業結合日

平成22年6月30日(予定)

(3)企業結合の法的形式

PGMプロパティーズ株式会社を存続とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

PGMプロパティーズ株式会社

(5)取引の目的を含む取引の概要

連結子会社統合によるガバナンス強化を行い、より効率的なグループ経営を推進していくことを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定です。

3. その他

上記合併のほか、パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社が平成22年6月29日付で、パーディー有限会社、パーディー・ツー有限会社、PGP Financing 2有限会社及びPGP Financing 合同会社を、また、PGMプロパティーズ4株式会社(旧商号:日本ゴルフ振興(沖縄)株式会社)が平成22年7月1日付で、三輝観光株式会社及び東広島ゴルフ振興株式会社を、それぞれ吸収合併する合併契約書を平成22年5月13日付で、締結しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月11日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 清 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月10日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月30日付けで2017年満期ユーロ建転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。